

茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業

提案募集要項

平成28年5月

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業 提案募集要項

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	1
3. 事業者の行う業務範囲	2
4. 契約者及び事業場所	4
5. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）	4
6. 応募条件	4
7. 応募に関する留意事項	6
8. ESCO事業者選定の流れ	7
9. ESCO事業全体スケジュール（予定）	7
10. 審査及び審査結果の通知	10
11. ESCO提案書における条件提示	11
12. 事業実施に関する事項	12
13. 契約に関する事項	15
14. ESCO提案提出書類及び作成要領	15
15. 防犯灯具仕様	17
16. 工事仕様	17
17. 工事計画	18

1. 募集の趣旨

茅ヶ崎市（以下「市」という。）では、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」及び「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の排出量削減に市民、事業者と一体となり取り組んでいる。

この取組の一つとして、市では、平成22年度から新設防犯灯工事の際にLED灯具の導入を開始し、継続的な設置を進めている一方で、既設の市内防犯灯については、市及び自治会管理があり、改修や移設等が随時行われる中において、管理を一本化し、より効率的かつ環境に配慮した政策を目指すべく、適切な維持管理と二酸化炭素排出量の削減、併せて市財政負担の軽減を図ることとなった。

本募集は、市内約14,250灯（うち交換予定約9,000灯）の防犯灯をLED灯具に更新するため、民間事業者の優れたノウハウを活かした防犯灯の設置状況の確認及び適切なLED機器の選定並びに設計施工及び維持管理についての一括提案を受け、市にとって最も優れている提案を選定するために行うものである。

2. 事業概要

(1) 事業名称

茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業

(2) 契約方法及び契約年数

ア 契約方法

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

イ 契約年数

10年間

(3) 事業費限度額

323,754,000円

（消費税額及び地方消費税額を含む。なお、平成29年4月1日に予定されている消費税及び地方消費税の増税を含めること。）

(4) 事業内容

事業者は、ESCO事業の期間内においては、募集の趣旨の目的達成のため整備するLED防犯灯設備等（以下「ESCO設備」という。）を善良なる注意義務を持って、自らの費用負担により次のサービスを提供するものとする。

ア 既設防犯灯の現地調査

イ 電力契約の照合・申込み

ウ 防犯灯管理システムの構築及びデータ更新

エ 防犯灯管理プレートの設置

オ ESCO設備の設置に係る計画、設計、施工及び施工管理

カ 既設防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分業務

キ ESCO設備、既設のLED防犯灯及びESCOサービス開始後に新設された又は市に移管されたLED防犯灯の維持管理業務及び修繕業務

ク 省エネルギー量の計測及び検証

ケ ESCO事業期間終了後のESCO設備及びESCOサービス開始後に新設されたLED防犯灯の所有権の帰属に関する契約の履行

コ 上記以外、事業者が独自に提案する業務

(5) 事業の対象

ア 現在の市全域の防犯灯

現在、市全域に設置されている防犯灯は次のとおり。なお、既設のLED防犯灯の維持管理（防犯灯管理システムのデータ更新を含む。）は、ESCOサービス料に含まれるものとする。

- (ア) 蛍光灯：約9,000灯
- (イ) LED（10VA）：約3,500灯（既設）
- (ウ) LED（20VA）：約1,750灯（既設）

イ ESCO事業期間中の新規設置等の防犯灯

(ア) 市の指示に基づきESCO事業者が新規設置するLED防犯灯

- a 新規設置はESCO事業者が行うこととし、新規設置する防犯灯の設置施工関連費用、維持管理費用等はESCOサービス料に含めるものとする。
 - b 新規設置する防犯灯は、ESCO事業期間中に900灯（10VA800灯、20VA100灯）の見込みであり、年間90灯を目安に地元自治会からの要望を市で取りまとめ、各年内の施工予定とする。年間の要望が90灯に満たない場合又は90灯を上回る場合は、市とESCO事業者の協議のうえ翌年以降に繰越し等を行うものとする。
 - c 新規設置の防犯灯（後述(イ)の市に移管されるLED防犯灯を含む）は、原則としてエネルギー検証の対象外とするが、企画提案において合理的な検証方法を提案し、市と協議が整った場合は検証の対象とする。
- (イ) 開発行為の土地利用行為等において原因者負担により新規設置されるなど、市に移管されるLED防犯灯（原則10VA）
- a ESCO事業期間中に500灯（毎年度50灯ずつ）の見込みである。
 - b 維持管理はESCOサービス料に含めるものとする。

3. 事業者の行う業務範囲

事業者の行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 既設防犯灯の現地調査

- ア 既設防犯灯の位置の調査（所在地、引込柱、防犯灯番号など設備管理上必要となる各種情報の調査）を実施する。
- イ 既設防犯灯の設備の調査（灯具の種類及び消費電力の実測値の調査）を実施する。

(2) 電力契約の照合・申込み

- ア 電力会社との緊密な連携のもと、既設防犯灯に係る電力契約の調査照合を行う。
- イ 既設防犯灯に係る電力契約の調査及び現地調査結果の突合を行う。
- ウ 電力契約と既設防犯灯との数量相違を把握し、整合を図る（防犯灯設備があつて電力契約のないもの、電力契約があつて防犯灯設備がないものを選別し、電力会社及び市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る）。
- エ ESCO事業によるLED化に伴う電力契約変更の申込み及び前項で把握した契約相違に係る新設又は減設等の申込みを行う。

(3) 防犯灯管理システムの構築及びデータ更新

- ア 日本測地系データ又は世界測地系データに基づくデジタルマップに前項の調査・整合の結果を反映させたいうで、防犯灯設備の把握・管理及びデータ更新が容易にできる防犯灯管理システムを構築する。
 - イ E S C O事業開始後に市が行う設備の修繕依頼や新設、移設、撤去など異動に係るデータのシステム反映及び地図データの定期的更新等の作業を行う。
 - ウ 前項により作成された最新の防犯灯管理システムの報告及び納入をE S C O事業期間中は毎年度行うものとする。なお、報告は電子媒体（C D - R O M等）でも可とするが、防犯灯管理システムのデータ更新支援も必ず行うものとする。
 - エ 市のインターネット環境を利用する場合は、次のことに留意すること。
 - (ア) 市のインターネット環境を統括する情報推進課と十分調整のうえ作業を実施し、既存業務システムに影響を生じさせないこと。
 - (イ) 市のインターネット環境については、総務省が平成27年12月25日付けで示している「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に従い、平成29年3月から神奈川県が構築する自治体情報セキュリティクラウドを活用することを想定しているため、このことに留意すること。
- (4) 防犯灯管理プレートの設置
- ア 防犯灯管理システムをもとに、市名、管理番号及び連絡先等を表記したプレートを作成し設置する。
 - イ プレートは、紫外線等による耐候性能について、「J I S A 1 4 1 5 (1 9 9 9 年)」での試験をクリアしており、錆の発生が少ないこと。また、視認性が維持でき、劣化がほとんどないものであること。
 - ウ 現在使用している防犯灯管理番号について、防犯灯管理システムの情報に含めるとともに、その活用の可能性を検討すること。
- (5) E S C O設備の設置に係る計画、設計、施工及び施工管理
- 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、次の事項を実施する。
- ア L E D化のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定並びに施工及び施工管理を実施する。
 - イ 近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定並びに施工及び施工管理を実施する。
 - ウ 作業者の安全に十分配慮した施工及び施工管理を実施する。
- (6) 既設防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分業務
- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工管理を行う。
 - イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、防犯灯専用柱、根巻コンクリート等）は、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品ごとのリサイクルの方法についても報告を行う。
 - ウ 取り外した既設防犯灯の取扱いについて、市が方法を指示したもの（場合）はそれに従うこと。
- (7) E S C O設備、既設のL E D防犯灯及びE S C Oサービス開始後に新設された又は市に移管されたL E D防犯灯の維持管理業務及び修繕業務
- ア 事業者は、市の指示に基づきE S C O事業期間中にL E D防犯灯の新規設置を行う。（方法等は前述「2(5)事業の対象イ(ア)」を参照のこと）
 - イ 事業者は、E S C O設備、既設のL E D防犯灯及びE S C Oサービス開始後に新設された又は市に移管されたL E D防犯灯（以下「E S C O設備等」という。）の調査及び修繕を

行う。修繕には、防犯灯設置高、光害配慮（灯具の向き調整）などの調整工事及び防犯灯具の移設・廃止工事を含む。

ウ 事業者は、市又は市民等からの連絡受付のための専用窓口を設置し、専用電話回線を備えることとする。専用窓口は年間を通して（土・日・祝日を含む。）設置し、修繕依頼を受け付ける。なお、修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施すること。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合（倒壊した自立柱が道を塞いでいるときなど。）は速やかに応急的な対応作業を実施する。

エ 事業者は、E S C O設備等の修繕の実施結果及びE S C O設備等の維持管理状況を月次報告すること。また、市は、維持管理が計画どおりでない又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

オ 事業者は、E S C O設備等について自己の負担で保険に加入すること。ただし、加入する種類、内容は市と協議のうえ決定する。

(8) 省エネルギー量の計測及び検証

ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を市に提示し、E S C O事業期間中においてE S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うこと。

イ 事業者は、前項の検証結果及び修繕・交換等の記録を毎年度市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

(9) E S C O事業期間終了後のE S C O設備及びE S C Oサービス開始後に新設されたL E D防犯灯の所有権の帰属に関する契約の履行

E S C O事業期間終了後、事業者の設置したE S C O設備及びE S C Oサービス開始後に新設されたL E D防犯灯の所有権の帰属については、契約に基づき履行する。

(10) その他

事業者は、既存設備の調査、撤去工事及びE S C O設備の設置工事、E S C O設備等の維持管理において、市内工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及に資するよう最大限配慮すること。

4. 契約者及び事業場所

契約は市と事業者の間で行い、事業場所は市全域とする。

5. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）

- (1) 優先交渉権者の決定 平成28年7月
- (2) E S C O契約の締結 平成28年8月
- (3) 工事期間（調査含む） 平成28年8月～平成29年2月
- (4) E S C Oサービス開始 平成29年3月1日

6. 応募条件

(1) 応募者の要件

ア E S C O事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者1社を選定し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

- ウ 参加表明時は、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に関わる諸手続き及び契約等に関わる諸手続きを行う。
- オ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、市と協議したうえで合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。
 - (ア) 事業役割
市との対応窓口となり、契約等の諸手続きを行い、事業運営の責を負うものとする。
 - (イ) 設計役割
設計、計画及び監理に関する業務をすべて実施するものとする。
 - (ウ) 施工役割
施工に関する業務をすべて実施するものとする。
 - (エ) その他役割
上記(ア)から(ウ)以外の維持管理、金融、E S C O設備供給、防犯灯の設置状況の把握等に関する業務をそれぞれ実施するものとする。
- イ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を別途市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。
- ウ 下請負業者又は協力事業者の選定にあたっては、茅ヶ崎市内業者の優先的、積極的な活用を図ること。

(3) 応募者の資格

- 応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。
- ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - イ 応募者は、各種対策により対象設備のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
 - ウ 応募者は、E S C O設備導入後のエネルギー削減量及び削減金額を計測及び検証することができる者であること。
 - エ 応募者は、事業運営、維持管理及びシステムサポートを円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

(4) 応募者の制限

- 参加表明書の提出の日から契約締結の日までの期間に、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）第3条又は第4条の規定による指名停止の措置を受けている者
 - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- オ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者
- ク 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な遂行を妨げる者若しくは妨げた者
- コ 最近1年間の法人税、事業税又は地方税を滞納している者

7. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、又は情報を漏らすことはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は市に帰属するものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出資料について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類を無効とする。

8. E S C O事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本E S C O提案募集への応募者は、「6. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

市は、参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

茅ヶ崎市L E D防犯灯E S C O事業企画提案者選考会議に基づく会議（以下「選考会議」という。）により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、契約締結に向けて市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は、市と協議を行い、協議が整えばE S C O契約を締結し、契約事業者となる。なお、契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本E S C O提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口：茅ヶ崎市 市民安全部 安全対策課

所 在 地：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話：0467-82-1111（代表）

F A X：0467-57-8377

電子メール：anzen@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ：http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/

9. E S C O事業全体スケジュール（予定）

(1) E S C O事業は、次の日程（予定）で行う。

	項 目	日 程
①	選考会議（募集要項の決定）	平成28年5月20日(金)
②	プレスリリース	平成28年5月24日(火)
③	募集要項の配布（市ホームページで公開）	平成28年5月24日(火)
④	募集要項に関する質問受付	平成28年5月24日(火)～5月31日(火)
⑤	質問の回答	平成28年6月7日(火)（予定）[ホームページにQ & Aを掲載]
⑥	参加表明書及び資格確認書類の受付	平成28年6月13日(月)～6月17日(金)
⑦	選考会議（審査方法・審査基準の決定）	平成28年6月24日(金)
⑧	応募者資格確認結果、提案要請の通知	平成28年6月27日(月)
⑨	提案書の受付	平成28年6月27日(月)～6月30日(木)
⑩	選考会議（プレゼンテーション、選考）	平成28年7月13日(水)
⑪	最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	平成28年7月中旬
⑫	詳細協議	平成28年7月

⑬	E S C O契約の締結	平成 28 年 8 月上旬
⑭	事業計画書作成・調査 工事・電力会社との電力契約変更・管理 台帳作成	契約締結日～平成 28 年 9 月下旬 平成 28 年 10 月上旬～平成 29 年 2 月中旬
⑮	設置完了検査	平成 29 年 2 月下旬
⑯	E S C Oサービス開始	平成 29 年 3 月 1 日(水)
⑰	E S C O設備等の維持管理等	平成 29 年 3 月 1 日(水)～契約期間

(2) E S C O提案募集の手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、市のホームページにて公表する。

イ 募集要項に対する質問受付・質問回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第 1 号）を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、F A X、持参等は不可とする。質問 1 件につき 1 枚提出することし、質問が複数ある場合は 1 つのファイルにまとめて送信すること。なお、電子メールの送信の際は、件名を「茅ヶ崎市 L E D防犯灯 E S C O事業」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

平成 28 年 5 月 3 1 日（火）午後 3 時まで（必着） ※土日を除く

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、平成 28 年 6 月 7 日（火）（予定）に市のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送で提出する。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、郵送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとする。

ア 受付期間

平成 28 年 6 月 1 3 日（月）～6 月 1 7 日（金）午後 5 時（必着）

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

茅ヶ崎市市民安全部安全対策課

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部（正副各 1 部）提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役

割、その他役割（分担名を記載すること）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ) 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(オ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

(カ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処分）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(ク) 会社概要

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを綴じたもの。

- a 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第5号の1）
- b 企業状況表（様式第5号の2）
- c 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- d 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）
- e その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、その内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(ケ) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(コ) E S C O 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- a 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- b 発注者：発注者名を記入すること。
- c 受注形態：単独又はグループの別を記載すること。
- d 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（千円単位）。
- e 契約年月日：締約締結日を記入すること。
- f 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。

- g 施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日を記入すること。
- (#) 各資格者免許証の写し
有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。
- (シ) 監理技術者免許証の写し
施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。
- (4) 参加資格確認結果及び提案要請の通知
参加資格の結果及び提案要請は、文書（電子メール）により配布資料と合わせ市から応募者（代表者）に通知する。なお、参加資格の結果及び提案要請の通知については、後日原本を郵送する。
- ア 通知日
平成28年6月27日（月）
- イ 配布資料の内容
(ア) 既設防犯灯の概要
(イ) 防犯灯電気料金の年度額（平成27年度分）
(ウ) 防犯灯修繕料金の年度額（平成27年度分）
- (5) 提案書の提出
提案要請書を通知された応募者は、市が提供する配布資料を基に「14. E S C O事業提案提出書類・作成要領」に従い、E S C O事業提案書を作成し、事務局へ持参する。
- ア 受付期間
平成28年6月27日（月）～6月30日（木）
受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- イ 提出書類
「14. E S C O事業提案提出書類及び作成要領」によるものとする。
- (6) 参加を辞退する場合
提案要請書を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、E S C O事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

10. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査方法

E S C O事業者の選定については、選考会議において提案書及びプレゼンテーションにより提案を総合的に評価し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。選考会議は、市の職員5名で構成され、選考会議が必要であると認めるときは学識経験者等にアドバイザーとして意見又は説明を求めることがある。なお、提案書及びプレゼンテーションによる評価項目は、次のとおりとする。

評価項目	
基本的評価	会社概要、役割分担、E S C O事業に関する実績等
財政的評価	資金計画、E S C Oサービス料等
技術的評価	施工計画、施工内容、使用機器、防犯灯管理システムの性能、維持管理等
環境的評価	環境への配慮等

総合的評価	市内業者の活用、E S C O事業期間終了後の対応、全体のバランス、プレゼンテーション等
-------	--

選考会議の各委員は、提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ採点する。各委員の採点を合計し、委員全員の合計得点の最も高い応募者の提案を最優秀提案、2番目に合計得点の高い応募者の提案を優秀提案とする。なお、プレゼンテーションは、平成28年7月13日（水）に開催する予定だが、詳細は別途通知する。

(2) 重視する審査項目

選考会議での審査においては、次の事項を重視する。

- ア 過去の事業実績の信頼性が高いこと。
- イ E S C Oサービス料（市の支出）が少ないこと。
- ウ 現地調査の精度を高める具体的な工夫があること。
- エ 工程管理及び施工管理に確実性があること。
- オ 塩害対策や光害対策などの市の地域特性等を考慮した提案があること。
- カ 防犯灯管理システムの基本地図（G I S）及び基本性能の信頼性、利便性及び拡張性が高いこと。
- キ 二酸化炭素排出量の削減及び地球温暖化対策があること。
- ク 市内業者の優先的かつ積極的な活用の提案があること。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、提案者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果は、市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合

1 1. E S C O提案書における条件提示

応募者は、次の条件に基づき、E S C O提案書を作成する。

- (1) E S C Oシェアード・セイビングス契約を実施できること。なお、ここでいうシェアード・セイビングス契約とは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、本E S C O事業によって得られた利益を契約で定めた方法によって、事業者と市で分かち合う契約のことを指す。
- (2) 事業者の資金により省エネルギー改修を行い、毎年のE S C Oサービス料が市の希望する金額以下であること。
- (3) 提案どおり光熱費削減ができない場合は、その分を保証できること。
- (4) 市が定めた防犯灯仕様に合った製品を使用すること。
- (5) 市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (6) 「9. E S C O事業の全体スケジュール（予定）」における市の定めた工期が未完となった場合、防犯灯L E D化工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (7) 防犯灯維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。な

お、維持管理にかかる経費は、原則として事業者の負担とする。

- (8) E S C O事業期間中に新規設置等をするのLED防犯灯（新設工事毎年度90灯予定（10VA80灯、20VA10灯）、開発行為等による移管を受ける防犯灯（毎年度50灯予定（10VA））の維持管理及び防犯灯管理システムへの反映も含め、E S C O契約の範疇として提案すること。
- (9) 契約終了後、E S C O事業対象となるLED防犯灯の取扱いについても提案すること。
- (10) 市名及び管理番号等を表記したプレートを設置する提案をすること。
- (11) 土日祝日及び夜間等の閉庁時の事故等においても緊急対応の体制がなされていること。
- (12) その他、本募集要項に定めることのほか、E S C O提案の募集等の実施にあたり必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

12. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市とE S C O事業者の両方で誠意を持って協議することとする。

(2) E S C O事業期間中の事業者と市の関わり

E S C O事業は、事業者の責により遂行され、市はE S C O契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 市と事業者との役割分担

ア 基本的な考え

E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として「表1 E S C O事業の予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでE S C O提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表1 E S C O事業の予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	E S C O提案の誤り	E S C O事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の確保	工事・維持管理における環境保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	事業の中止・延期	市の指示	○	

		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		市の事業放棄、破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○		
	事業者の指示、判断によるもの		○	
性能	要求仕様不適合		○	
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○
金利		市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入りの許可	必要な施設への立入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	E S C O設備等の損傷	市の故意・過失又は施設に起因するE S C O設備等の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備等の損傷		○
施設損傷	事業者の故意・過失又はE S C O設備等に起因す		○	

		る施設・設備の損傷		
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	E S C O設備等に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災・戦争等の不可抗力による設備・E S C O設備等の損傷	○	○
	機器の不良	E S C O機器が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
計測・検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超えE S C O設備が所定の性能を達成しない場合	○	
	上記以外の変動要因の場合	○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営、業務への障害		○

ウ 事業継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、E S C O契約の締結が困難になった場合は、次の措置を講じるものとする。

(7) E S C O提案書と防犯灯維持管理計画書の内容が大きく逸脱した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市は優先交渉権者に対しそれまでに要した費用を請求できるものとする。

(4) 市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、E S C O契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、E S C Oサービスに関わる契約書において定めるものとする。

エ 税制

税制のリスクの負担関係については、次のとおりとする。

(7) 消費税

増減に関するリスクは、サービスを受ける市が負担する。

(4) 税の新設

税の新設がされた場合、当該新税がサービスを享受する者が支払うべきものであれば市が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行う者が支払うべきものである場合には

事業者が負担する。なお、どちらにも該当しない場合は、別途協議のうえ負担者を決定する。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市と優先交渉権者は、市の所定の手続き後にE S C O契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

平成28年8月上旬（予定）

(3) 契約の概要

募集要項、防犯灯維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容並びに省エネルギー保証、支払方法等を定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

1 4. E S C O提案提出書類及び作成要領

(1) E S C O事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4縦長ファイルに綴じたものを16部（正1部、副15部）提出すること。

ア 会社概要、企業状況表、有資格技術職員内訳表、各役割の責任者業務実績表（様式第5号の1～第5号の4）

イ E S C O関連事業実績一覧表（様式第6号）

ウ 提案書提出届（様式第8号）

エ 提案書類表紙（様式第9号）

オ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）

カ 使用機器提案書（様式第11号）

キ 事業資金計画書（様式第12号の1～第12号の4）

ク 維持管理等提案書（様式第13号の1、第13号の2）

ケ 工事の対応・廃棄計画書（様式第14号）

コ 省エネルギー効果計測・検証計画書（様式第15号）

サ 契約終了後の対応（様式第16号）

シ 茅ヶ崎市の経済波及効果（様式第17号）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一し、行数及び文字数は40行×40文字程度とすること。また、提案書本文の各ページの下部中央に通し番号を入れること。

(イ) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

(ウ) 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提出書類表紙（様式第9号）をそれぞれ付し、A 4縦長ファイルに綴じたもので提出す

ること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(エ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電気	9.76 (MJ/kWh)	0.53 (kg-CO ₂ /単位)

イ 会社概要、企業状況表、有資格技術職員内訳表、各役割の責任者業務実績表（様式第5号の1～第5号の4）

ウ ESCO関連事業実績一覧表（様式第6号）

エ 提案書提出届（様式第8号）

オ 提案書類表紙（様式第9号）

提案書名称及び提出日を記載し、各提案書類の表紙とすること。

カ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）

(ア) 提案の概要（様式10号の1）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫をしている点について記載すること。
(A4版2枚以内で記載)

(イ) 改修提案項目一覧表（様式第10号の2）

省エネルギー改修の項目ごとに光熱費削減額、維持管理費削減額、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載すること。

(ウ) ESCO事業契約内容提案書（様式第10号の3）

削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料、市の保証利益について、事業年度及びESCO事業期間ごとに記載すること。

キ 使用機器提案書（様式第11号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

ク 事業資金計画書（様式第12号の1～第12号の4）

(ア) 事業収支計画書（様式第12号の1）

ESCO事業契約期間中における市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（用紙はA3版横書き）

(イ) 事業者収支計画書（様式第12号の2）

ESCO事業契約期間中の事業収支（事業者分）について記載すること。（用紙はA3版横書き）

(ウ) 資金計画書（様式第12号の3）

資金調達に関する考え方、外部借入れの内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記載すること。

(エ) 工事予算等経費計画書（様式第12号の4）

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付すること。なお、詳細協議（防犯灯設置調査費）には、ESCO事業計画書作成の費用も含める。

ケ 維持管理等提案書（様式第13号の1、第13号の2）

(ア) 維持管理計画書（様式第13号の1）

a 維持管理計画

ESCO設備等の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等（防犯灯管理システムを含む）の視点で工夫している点があれば、合わせてA4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

b 維持管理見積書

毎年度要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(イ) 緊急時対応提案書（様式第13号の2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

コ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第14号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、工事完了の報告、市内業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法について記載すること。（A4版3枚以内、3,000字以内で記載）

サ 計測・検証計画書（様式第15号）

(ア) 省エネルギー削減効果の測定・検証方法

(イ) エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・検証方法を示すこと。

(ウ) 計測・検証見積書

毎年度要する経費とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(エ) その他

計測・検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

シ 契約終了後の対応（様式第16号）

ESCO事業契約期間終了後の対応、ESCO設備及びESCOサービス開始後に新設されたLED防犯灯の取扱いについて記載すること。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

ス 茅ヶ崎市の経済波及効果（様式第17号）

本事業の調査、物品調達、工事及び維持管理における商流等を記載すること。

15. 防犯灯具仕様

防犯灯具の仕様については、「別紙1 茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業 LED防犯灯仕様書」のとおりとする。

16. 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、市と事前に調整を図ること。
- (2) 工事を行うにあたっては、茅ヶ崎市の業者を優先的に使用すること。
- (3) 取り外した灯具の取扱いで市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る瑕疵については、契約に基づきESCO事業者の責任になる。

17. 工事計画

工事にあたっては、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既存の防犯灯で故障が発生した箇所
- イ 通学路及び通園路の箇所
- ウ その他、市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するLED防犯灯については、市の指定する方法・仕様等を守りつつ、照度において既設防犯灯の性能と同等のものに交換する。